

野々市市事業者用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置を集中的に促進することにより、エネルギー自給率及び使用効率の向上を図り、もって地球温暖化を防止するため、太陽光発電設備等を設置する者に対する補助金の交付に関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）及び野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の意義によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 需要家 当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）から発電された電気を使用する民間事業者をいう。
- (2) 自己所有 需要家が補助対象設備を買い取り、その所有者となることをいう。
- (3) P P A 需要家の事業所等に需要家以外の民間事業者が太陽光発電設備を当該民間事業者の費用により設置するものであって、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (4) リース 需要家が賃借人であり、賃貸人が当該需要家の事業所等に太陽光発電設備を当該賃貸人の費用により設置するものであって、当該需要家の電力使用量に関わらず、契約期間における支払総額が定まっており、契約内容がファイナンスリース（契約期間中の契約総額が定まっており、使用者が太陽光発電設備の取得価格及び諸経費の概ね全額をリース料として支払う契約をいう。）による賃貸借契約をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金の額等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる者（P P A及びリースの場合は、当該事業における需要家を含む。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 野々市市税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象設備の設置に関し、国又は石川県の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものとの交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業にかかる経費のうち、国実施要領の別表第1に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に着手する前に、市長が別に定める申請書に、必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る受付は先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、市長が別に定める通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長が別に定める申請書に必要書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、市長が別に定める通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通

知の定めによるほか、国交付要綱及び国実施要領の定めるところによること。

- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (5) 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (6) 補助事業者は、市長の承認を受けないで、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。
- (7) 市長は、補助事業の対象となった財産の利用状況について必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施するものとする。
- (8) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。
- (9) 需要家が、ゼロカーボンシティのいち推進パートナー制度実施要綱（令和6年野々市市告示第94号）の規定に基づき、ゼロカーボンシティのいち推進パートナーとして登録されている者であり、本市から依頼があった際は災害対応に協力すること。（当該年度中に登録する予定である場合を含む。）
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定

を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の1月31日（31日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに、必要書類とともに市長が別に定める報告書により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第12条 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において、補助金について、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第10条第2項の規定を準用する。

(協力等)

第13条 市長は、補助事業者及び需要家に対し、次に掲げる協力を求めることができる。

(1) 補助対象設備の使用状況等に関するデータの提供

(2) 第8条第9号に規定するゼロカーボンシティのいち推進パートナーとしての登録に基づく、災害時の協力要請

(3) その他本市の地球温暖化対策事業に係る協力

(手続代行者)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第1項及び第7条第1項の申請、第11条の報告並びに規則第15条の請求を、補助対象設備の販売等を

する者に代行させることができるものとする。

- 2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。
- 3 手続代行者は、第1項の規定による手続の代行により補助対象設備の設置者に関する得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者及び需要家は、交付を受けた補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第8条第4号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 太陽光発電設備（第3条関係）

補助対象者	補助対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあっては、市内に住所を有する者）で、事業所等に自己所有の太陽光発電設備を設置する者（PPA及びリースによるものを除く。） (2) 市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあっては、市内に住所を有する者）の事業所等に、P
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	PA又はリースにより太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	<p>自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。</p> <p>(2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(3) 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備については、補助の対象としない。</p> <p>(4) 市内に設置されるものであること。</p> <p>(5) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器であって自家消費率が分かるものが設置されていること。</p> <p>(6) 設置に関して、法令等に適合していること。</p>
補助金の額等	<p>当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（単位はkWとし、小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てた値をいう。）に1kW当たり5万円を乗じて得た額（その額が1,000万円を超えるときは1,000万円）</p> <p>この場合において、補助金の交付は、一の需要家につき当該年度1回を限度とする。</p>

別表第2 蓄電池（第3条関係）

補助対象者	市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあっては、市内に住所を有する者）で、事業所等に自己所有の蓄電池を設置する者（PPA及びリースによるものを除く。）
補助対象事業	<p>補助金の交付の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有によるものの付帯設備であって、定置用蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるもので</p>

	<p>あり、中古設備ではないこと。</p> <p>(2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(3) 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。ただし、再エネ一体型屋外照明用蓄電池については、補助の対象としない。</p> <p>(4) 市内に設置されるものであること。</p> <p>(5) 設置に関して、法令等に適合していること。</p>
補助金の額等	<p>補助対象蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の3分の1の額（その額が200万円を超えるときは200万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）</p> <p>ただし、価格を蓄電容量で除した額の3分の1の額が4万円を超えるときは、4万円に蓄電池容量を乗じた額を蓄電池の価格の3分の1の額とみなす。</p>